

**長尾3丁目土地等活用事業に関する
インフォメーションパッケージの提供及び対話等
実施要領**

令和7年3月

川崎市 建設緑政局緑政部

1 対話等の背景・目的

本市では、令和6年5月に「生田緑地ビジョン」を改定し、今後、「（仮称）生田緑地ビジョンアクションプラン」の策定を予定するなど、生田緑地の魅力と価値の向上に向け、取り組んでいるところです。

こうした中、生田緑地の都市計画区域内に位置する令和元年度に寄附を受けた長尾3丁目の土地等（詳細後述）について、生田緑地ビジョンが目指す将来像の実現に資する土地等の有効活用に向け、民間活力導入により、地域の魅力向上に資する効果的な活用が可能か検討を行っています。

令和6年9月に実施した令和6年度第2回川崎市 PPP プラットフォーム意見交換会においては、10社に参加いただき、様々な活用手法や官民負担、川崎市へ期待すること等への御意見をいただき、御意見等を踏まえ、公募に向けた公募骨子案の検討を進めてきました。

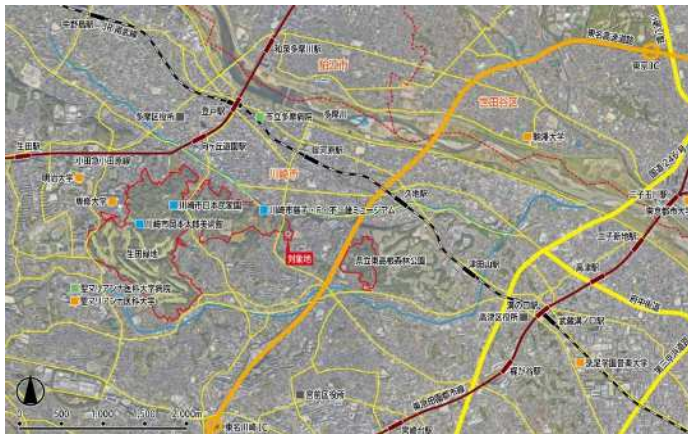
こうした中、民間活力導入に向けた検討を推進し、今後の事業者公募に向けた方向性を確認するため、本事業に関する基本的な情報やこれまでの土地・建物等に関する調査結果、公募骨子案等をまとめたインフォメーションパッケージを提供し、現地見学会、事業者との対話を行います。なお、インフォメーションパッケージの一部の提供を受けるにあたっては、守秘義務の遵守に関する誓約書等の提出が必要となります。

2 対話等の事業概要（土地・建物等の概要）

所在地：多摩区长尾3丁目10-2

敷地面積：約4,745㎡（民地部分 約541㎡含む）

案内図



現況写真



3 提供するインフォメーションパッケージの内容

①事業概要及び公募にあたっての条件等

②土地・建物等に関する資料（耐震診断結果、アスベスト調査結果、測量成果等）

※②については、守秘義務の遵守に関する誓約書等の提出が必要となります。（別紙）

※インフォメーションパッケージとして提供する資料は現時点のものであり、今後変更する可能性があります。提供資料の内容変更により、損害や増加費用等が生じても市は責任を負いません。

4 対話等の内容

本事業について、令和6年9月に実施した「令和6年度第2回川崎市 PPP プラットフォーム意見交換会・案件2 長尾3丁目土地等活用事業」においては、様々な活用手法や官民負担、川崎市へ期待すること等について幅広く意見を伺いました。

今回の対話等においては、インフォメーションパッケージの提供を踏まえて、以下の内容について対話等を行います。

①事業提案や活用方法

②事業手法や期間への御意見

③官民負担の考え方

④川崎市に期待すること

【参考】令和6年度第2回川崎市 PPP プラットフォーム意見交換会

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000168350.html>

5 対象者

主体的に事業を実施する意向のある法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を

除く。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- ⑤神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- ⑥国税及び地方税を滞納している者

6 インフォメーションパッケージの提供及び対話等のスケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和 7 年 3 月 18 日（火）
インフォメーションパッケージの提供、 現地見学会、対話の申込期間	令和 7 年 3 月 18 日（火）～4 月 11 日（金）
現地見学会	令和 7 年 4 月 15 日（火）、16 日（水）
対話	令和 7 年 4 月 22 日（火）～24 日（木）
実施結果の公表	令和 7 年 5 月下旬

※参加申込は先着順とし、申込のあった事業者から随時、日時と場所のご連絡をいたします。

※現地見学会はオープンハウス形式を予定しており、別途市 HP 等で掲載予定です。

※応募状況等により、スケジュールを変更する場合等があり、その場合は市 HP 等でお知らせします。

7 参加申込方法

- (1) 申込書類
申込書（様式 1）
- (2) 申込期間 ※先着順
令和 7 年 3 月 18 日（火）から令和 7 年 4 月 11 日（金）まで
- (3) 申込方法
次のメールアドレス宛てに送付してください。
53mityo@city.kawasaki.jp

8 意見書の提出方法

- (1) 提出書類 ※意見書の提出は任意とします。
提出される場合は、「意見書」（様式 2）又は任意の様式
- (2) 提出期間
当日までに持参又は前日までにメールにて送付

(3) 提出方法

当日に担当者あてに提出いただくか、次のメールアドレス宛てに前日までに送付してください。

53mityo@city.kawasaki.jp

9 個別対話の実施方法

(1) 実施期間

令和7年4月22日（火）から令和7年4月24日（木）まで

※具体的な対話の日時については、申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。

(2) 所要時間

約1時間（対話の内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

川崎市役所（川崎区宮本町1番地）

他、申込者との調整により決定

(4) その他

対話等は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、対話等の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合はご持参ください。

10 対話内容の公表等

意見いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和7年5月下旬に市のホームページで公表します。

また、意見者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に意見者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、意見者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

公表ページ：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000175033.html>

11 対話実施後の事業の予定

本調査の結果を踏まえて、民間活用にて整備を実施する場合は、次のとおり事業実施を予定しています。詳細については、別紙「事業概要及び公募にあたっての条件等」をご確認ください。

- ・令和7年11月～ 公募開始、事業者選定
- ・令和8年3月 協定締結

12 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び意見者ともに、本調査での意見内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、意見いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ません。

ウ 意見いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の意見者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は意見者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

(4) 個別に提供する資料等について

対話等の参加者に対し個別に提供する資料等については、本事業の目的のためにのみ提供を受けるものとして、秘密として保持すべき守秘義務対象資料とします。また、対話等への参加申込をもって、以下の事項について承諾したものとみなします。

- ・ 第三者への開示の禁止（ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲及び方法で、意見者と守秘義務契約を締結した者へ開示する場合を除く）
- ・ 善良な管理者としての情報管理の徹底
- ・ 意見者から情報が漏えいした場合の市又は第三者への損害の補償

1 3 様式・参考資料

様式 1 … 申込書

様式 2 … 意見書

1 4 問い合わせ先

本調査に関すること（申込、質問、提出等）

川崎市 建設緑政局緑政部みどりの事業調整課 担当者名 貝原・竹田

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話：044-200-0511 メール：53mityo@city.kawasaki.jp